

書類提出にあたっての注意事項

事業報告書について

(1) 提出書類

- ① 事業報告書・収支報告書（様式 4-1、4-2）：同封の書類
- ② 事業内容がわかるチラシ・写真等（提出された書類は返却いたしません。）

<領収書について>

- *科目ごとに分けてノートに貼るなど、分かりやすい管理をお願いいたします。必要に応じて領収書等のコピーをご提出いただく場合があります。
- *提出の有無にかかわらず、領収書や帳簿は5年間保管し、求められた際には提示できるようにしてください。

(2) 提出先

〒224-0006
横浜市都筑区荻田東4-10-3
「横浜市都筑区社会福祉協議会」

- *新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先とするため、郵送での提出をお願いいたします。

(3) 提出期限

令和4年1月26日（水）

- *提出期限を過ぎてもご提出がない場合は、助成金を返還していただく場合があります。

ご注意ください!!

- ★やむを得ない事情により、申請した内容（実施期間・実施場所・実施方法等）に変更がある場合、または、実施できない場合は必ずご連絡ください。
- ★【年末たすけあい募金事業助成 申請のてびき】 『5. 助成決定の取消・返還』に基づき、助成決定の取り消しや助成金交付後の返還を求める場合がありますので、ご注意ください。

本助成金は、地域交流や、団体活動の啓発及び周知を通じて、地域福祉の推進を図ることを目的としています。

助成金の原資は、市民のみなさまの募金ですので、大切にご活用ください。